

## 報告書

令和7年5月29日

東京法務局訟務部 御中

内閣官房内閣参事官  
内閣府大臣官房総務課長

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件（原告：特定非営利活動法人Tansa）について、東京地方裁判所から、令和4年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府が、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた際の内閣法制局とのやり取りについて尋ねられた経緯を踏まえ、現在の担当者が当時の担当者から聞き取った内容について、以下のとおり報告する。

令和4年7月12日、内閣官房担当者2名及び内閣府担当者2名の4名で内閣法制局を訪問し、甲9文書の案段階文書（以下「案段階文書」という。）を示して内容を説明したところ、その場では同局から具体的な指摘はなかった。同日以降同月14日までの間に、内閣法制局から、案段階文書について、内閣官房及び内閣府の見解の変更に至らない修正に関する連絡が電話であった。内閣官房及び内閣府は、同局からの指摘を踏まえて案段階文書を修正し、内閣官房から修正後の案段階文書をメールで送付したところ、同月14日、内閣法制局から電話で意見がない旨回答があった。

以上